

NEXLINKオンデマンド便サービス利用規約(第3版)改定比較表
2020/9/1改定

改定前(第2版)				変更・追 加等	改定後(第3版)				理由
条番号 表題	見出し	項(号)	内容		条番号 表題	見出し	項	内容	
	なし	なし	NEXLINK オンデマンド便サービス利用規約(第2版)	変更		なし	なし	NEXLINK オンデマンド便サービス利用規約(第3版)	第2版から第3版へと改定しました。
				追加	第2条	定義	1(5)) 以降繰 り下げ	⑤ 不達フィルタリング機能:過去に不達となった宛先への発送を自動的に停止する機能 (不達が完全になくなることを保証するものではありません。)	第16条(本サービスの内容)への追記修正に伴い、 同一内容の繰り返しを防ぐためにも、不達フィル タリング機能について冒頭に定義することとしま した。
第16条	本サービスの内容	1	1. 当社が提供する本サービスの内容は、それぞれ次の各号のとおりです。 ① 契約者がインターネット経由でアップロードした宛先データと原稿ファイルを当社で印刷し、その印刷物を発送するサービス(以下、「スタンダード版」といいます。) ② 契約者がインターネット経由でアップロードした宛先データ(帳票データを含む)と原稿ファイルを当社で印刷し、その帳票等を発送するサービス(以下、「フォーム版」といいます。)	変更	第16条	本サービスの内容	1	1. 当社は、契約者がインターネット経由でアップロードした宛先データと原稿ファイルを当社で印刷し、その印刷物を発送するサービスを提供します。 なお、本サービスの具体的な内容は、別途当社が契約者に交付するマニュアル等に定めるものとします。また、本サービスに付随する各種オプションサービスに関する注意事項は、ご利用上の注意等に定めるものとします。当社は、当該各種オプションサービスの種類を変更・追加することがあります。	NEXLINKオンデマンド便サービスでは、「フォーム版」を取り扱わないこととなったため、当該箇所を削除するとともに、改定前の第16条(本サービスの内容)第3項の規定内容を繰り上げました。
第16条	本サービスの内容	2	2. 契約者は、前項各号に掲げる印刷物等が不達となったことを条件として、不達となった印刷物等の宛先データのうち不達宛先情報に限り当社への提供となること、及び、当社が本サービスを提供するにあたり、予め不達であることが明らかな宛先への発送を防ぐために当該不達宛先情報を利用することに同意するものとします。ただし、不達宛先情報の提供及び利用に関する同意は当社所定の方法により撤回することができるものとし、契約者は、撤回後も、他の契約者と同じ条件で本サービスを利用することができるものとします。	変更	第16条	本サービスの内容	2	2. 契約者は、前項に掲げる印刷物等が不達となったことを条件として、不達宛先情報に限り当社への提供となること、 並びに当社が本サービス及び不達フィルタリング機能を提供するために当該不達宛先情報を利用することに同意するものとします。ただし、不達宛先情報の提供及び利用に関する同意は当社所定の方法により撤回することができるものとし、契約者は、撤回後も、不達フィルタリング機能の利用を除き、他の契約者と同じ条件で本サービスを利用することができるものとします。	第2条(定義)第4号と重複する部分は削除し、同条(新設)第5号にあわせて文言を調整しました。その他運用実態を踏まえ、より明確な表現としました。
第16条	本サービスの内容	3	3. 前二項に掲げるもののほか、本サービスの具体的な内容は、別途当社が契約者に交付するマニュアル等に定めるものとします。また、本サービスに付随する各種オプションサービスに関する注意事項は、ご利用上の注意等に定めるものとします。当社は、当該各種オプションサービスの種類を変更・追加することがあります。	変更	第16条	本サービスの内容	3	3. 契約者が各種オプションサービスを利用する場合又は第30条(自己責任の原則)第2項により本サービスの再販売、使用許諾等を行う場合、本サービスを利用する第三者による前項本文の同意又は当該第三者が不達宛先情報の当社への提供及び当社による利用を拒否していないことを条件とします。	新たにAPIオプションの提供を開始するにあたり、例えば、ご契約者様のお客様が本サービスにより印刷物等を発送されるケースが増えることも想定されます。このような場合、少なくとも不達宛先情報の当社への提供及び利用について拒否されていないことをご利用条件とさせていただきます。なお、改定前の第16条(本サービスの内容)第3項の規定内容は、改定後の第16条(本サービスの内容)第1項へ繰り上げました。
第24条	最低利用料金	1	1. 契約者は、当月の利用料金が、当社制定の料金表に定める最低利用料金相当額に満たない場合、当社制定の料金表に定める最低利用料金を支払うものとします。	変更	第24条	最低利用料金	1	1. 契約者は、当月の利用料金 (各種オプションサービスの利用料金を含みます。) が、当社制定の料金表に定める最低利用料金相当額に満たない場合、当社制定の料金表に定める最低利用料金を支払うものとします。	最低利用料金相当額と、(日割りしない場合の)APIオプションの月額利用料金が同額となるため、より明確な表現としました。
第24条	最低利用料金	2	2. 前項にかかわらず、契約者が本サービスを利用して1通も印刷物を発送しなかった場合には、当月の最低利用料金の支払義務は生じないものとします。	変更	第24条	最低利用料金	2	2. 前項にかかわらず、契約者が本サービスを利用して1通も印刷物を発送しなかった場合には、当月の最低利用料金の支払義務は生じないものとします。 なお、別途、各種オプションサービス利用料金の支払義務が生じることがあります。	同上
第24条	最低利用料金	3	3. 前二項は、フォーム版には適用しないものとします。	削除					第16条(本サービスの内容)第1項の変更に合わせて削除しました。
第39条	本サービス利用不能時の損害賠償	2	2. 前項の場合において、当社が負担する賠償額は、それぞれ次の各号のとおりとします。 ① 契約者が当社に実際に支払った、利用不能期間を含む月の最低利用料金のうち、利用不能期間に相当する額の5倍を限度とします(スタンダード版の場合)。 ② 利用不能期間に相当する月額料金の5倍を限度とします(フォーム版の場合)。	変更	第39条	本サービス利用不能時の損害賠償	2	2. 前項の場合において、当社が負担する賠償額は、契約者が当社に実際に支払った、利用不能期間を含む月の最低利用料金のうち、利用不能期間に相当する額の5倍を限度とします。	第16条(本サービスの内容)第1項の変更に合わせました。